承継に関する書類について

LPガス販売等の事業を承継する場合は、その事業内容により以下の手続きが必要となります。（※個人事業主の場合で子に代替わりする場合も該当します。）

1. 液化石油ガス販売事業関係
2. 液化石油ガス販売事業承継届書（甲）　＜様式第６（第１０条関係）＞

（２）液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書　＜様式第７の２（第１０条関係）＞

（３）承継の事実を証する書面

・事業譲渡契約書の写し、液化石油ガス販売事業者事業譲渡明細書など

（４）誓約書（液石販売）

（５）その他相続人がある場合は相続人がわかるもの（戸籍謄本等）（法人の場合は登記事項証明書）

（６）相続の場合は液化石油ガス販売事業相続同意証明書、液化石油ガス販売事業相続証明書が必要になります。

1. 保安機関関係
2. 保安機関承継届書(甲)　＜様式第２１（第４２条関係）＞

（２）保安機関事業譲渡証明書　＜様式第２２の２（第４２条関係）＞

（３）承継の事実を証する書面

・事業譲渡契約書の写し、保安機関事業譲渡明細書など

（４）誓約書（保安機関）

（５）他の相続人がある場合は相続人がわかるもの（戸籍謄本等）（法人の場合は登記事項証明書）

（６）相続の場合は保安機関相続同意証明書、保安機関相続証明書が必要になります。

1. 特定液化石油ガス設備事業関係
2. 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書　＜様式第５６（第１１２条関係）＞

　　・液石設備工事業開始届一式　参照

1. 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書　＜様式第５８（第１１４条関係）＞

（注）特定液化石油ガス設備工事事業は承継の規定がないことから、販売事業等と共にLPガス工事の事業を引き継ぐ場合は新たに事業開始届の提出が必要です。（従前の事業者は廃止届の提出が必要です。）